

いつもご購入いただき誠にありがとうございます。

社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 メールマガジンをお送りいたします。

2014年5月号

-----*.☆

【目次】

- ▼室長の現場レポート（第8回目）銀座第一室 室長 杉山 悟一
- ▼大槻事務所だより 5月号
- ▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇（第21回目） 松本 雄之 編
- ▼社労士Q&A
- ▼5月セミナーのお知らせ
- ▼オオツキ塾 プレスクール開催します！

-
- ▼室長の現場レポート（第8回目）銀座第一室 室長 杉山 悟一

慌ただしかった4月が過ぎゴールデンウィークを迎え、ホッと一息ついているところでこのメルマガをご覧いただいているかと思います。

4月を振り返りあらためて仕事について見つめ直すには良い時期だと考え、今回は仕事に影響を及ぼす職場のコミュニケーションについてお話しさせていただきます。

一般社団法人 日本能率協会が2013年11月28日にニュースリリースした《第2回「ビジネスパーソン1000人調査」職場に関する意識》によると、「精神的な健康状態（メンタルヘルス）の不調に陥る原因は何だと思いますか」の問いに対して、男女とも1位は【職場の人間関係】でした。

人間関係が円滑にならない理由は、風通しが良くない職場環境や過度の管理体制等、全体的な要因もあろうかと思いますが、上司と部下・同僚同士といった個々のコミュニケーション不足も一因と考えられます。

コミュニケーションと考えると大げさに考えてしまいますが、同調査において「職場の親睦を深めるのに有効な方法」を聞いたところ、20歳代～60歳代の全世代で1位が【雑談】2位が【飲み会】3位が【挨拶】となりました。（ちなみに男性は【雑談】【飲み会】の割合が高く、女性は【雑談】が突出しています）この結果から研修・社員旅行といった特別なイベントではなくても、日常の何気ない会話で職場のコミュニケーションは保てることになります。

実際に、社員が社内にある掲示板（ちなみにお客さんも見ることができます）に、各々の社員同士が「〇〇ちゃん、いつもサポートしてくれてありがとう」といったメッセージカードを何枚も貼っているクライアントや朝礼で社員がある社員のことを褒めることを毎週人を変えて繰り返しておこなっているクライアントがいらっしゃいます。

こういうことも何も特別なことをしているわけではなく、意図はあるものの、単にその人について感じたこと・思っていることを表現しているだけなのです。

つまりコミュニケーションとは、相手に関心を持つことであり、関心を持っていることを伝えてあげることだと考えます。

何気ない声掛けだけでもコミュニケーションですので、みなさまも実行されてみてはいかがでしょうか。

最後に、声を大にして宣伝させていただきたいことがございます。来年、初任人事担当者向けに実務に結びつくことを第一に考えた『オオツキ塾～実践型人事養成コース～』を開校いたします。詳細が確定次第ご報告させていただきますのでご期待ください！

銀座第一室 室長 杉山 悟一

▼大槻事務所だより

今月の特集は 「雇用保険からの給付金がアップします！」 です！

▼大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇 (第 21 回目) 松本 雄之 編

「一人で海外旅行」について書きたいと思います。

時期的にゴールデンウィーク中ですので、旅行に行かれる方も多いかと思いますが、私が最初に海外で一人旅をしたのは、今から約 20 年近く前になります。以前勤めていた会社を退職した後、それまでは、海外旅行への憧れはあったものの時間や金銭的な面で泣く泣くあきらめていましたが、再就職前に思い切って海外へ行ってみようと考えました。

それまでの生活といえば会社の寮に住み、所定時間外でも朝晩関係なしに呼び出され、毎月の時間外労働が 100 時間になることもありました。(余談ですが、年俸制ということで残業代は一切支給されず、労働問題を扱う社会保険労務士を知り、目指すきっかけにもなった職場です)退職後、仕事以外の事で時間を使おうと海外旅行を実行することを決めました。

実際には行きたい国があったというより、日本を出て世界を見たい思いが強くとにかく海外へ行こうと考えていました。

いろいろな本を読みながら目指す国を探していたところ、ワーキングホリデーという制度があることを知りました。

その対象の国にオーストラリアがあり、一周まわってみようかとそこに行き先を決めました。英語が特別に話せるわけでもないのですが、やはり英語が公用語の国の方が少しは安心できるとの考えもありました。

ただ、ワーキングホリデーで行くには、用意しなければならない滞在資金など予算が少し足りない為に断念し、帰国日の決まっていないオープンチケットの航空券を買い、人生初の海外へ行くことにしました。

オーストラリア ケアンズ空港行きの飛行機に乗った時でさえ、あまりの興奮で気がついていなかったのですが、私は重要な事に気づいていませんでした。

ケアンズ空港に到着し空港を出た時、熱帯特有の少し蒸し暑い風を感じ、澄んだ青空を見た瞬間に気づかされたのです。

それは、これからどこに行くかをまったく決めておらず、もちろん泊まるホテルも予約していないので、空港に着いただけで何も始められない状況だということでした。

多くの方が、国内・海外問わず旅行する際には日程を決めホテルを予約して行くと思いますが、なんとなくオーストラリアを1周してみようと飛行機に乗っただけでそれらをまったくしていませんでした。

あの時の、これからどうしようという呆然とした感覚は、今でも忘れられません。

それから、考えるうちにどこに行くか、何をするか全て自分で決めなければ、何も始まらないと思ったのと同時に、全てを自分で決められる自由がある代わりに、その結果について全て自分で責任を取らなければならないと思いました。

今までの自分の生活ではなかなか感じる事の出来ない事であり、その経験は自分にとって今でも非常に大切なものとなっています。

その後は、同じように一人旅をしている何人かの日本人旅行者と知り合いになり、途中まで一緒に行動したり、言葉が通じないことで腕に入れ墨を彫っているバスの運転手に降りろとすごまれたり、また偶然にもシドニーで大好きなロックバンド（AC/DC というオーストラリア出身のバンドで「Back In Black」というアルバムは、あのマイケル ジャクソンの「スリラー」に次いで、世界で2番目に売れたアルバムとされています。）のコンサートの告知を見つけ、チケットが取れたので観に行ったりしました。

ケアンズからシドニー、そしてダーウィンと約一か月かけて周り、日本に帰国しました。

それ以来、何度か海外に行きましたが、全て良い思い出・経験になっています。

現在、私たちに提供される情報量・スピードはインターネットの普及等で昔と比べ物にならない位に多くなり、速くなっています。そんな中、情報におどらされることなく、自分の意思でおどる楽しみが「一人で海外旅行」にあると思います。自己責任のもと、何事も全て自分で決められる、自由な時間も必要かと思い「一人で海外旅行」をおすすめします。

<松本 雄之 プロフィール>

1997年2月入所。総務経理部所属。

▼社労士Q&A

Q. 昨年5月から育児休業を取得しており、今年の4月1日に復職した社員がいます。当社では毎年4月1日に一斉に年次有給休暇を付与していますが、この社員は育児休業を取得していたので、昨年度の出勤率が8割未満になるため、今年度は年次有給休暇を新たに付与しない予定です。

この取り扱いで正しいでしょうか。

A. 育児休業を取得した期間は、出勤した日とみなして、出勤率を算定し、出勤率が8割以上の場合、年次有給休暇を付与しなければなりません。

使用者は、①雇入れの日から起算して6ヵ月間継続して勤務している、②全労働日の8割以上出勤している、という2つの条件を満たした労働者に所定の日数分の年次有給休暇を与えなければなりません（労働基準法（以下、労基法）第39条1項）。

②の出勤率の算定にあたっては、業務上の傷病により療養のために休業した期間、育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業をした期間および産前産後の女性が労基法の規定により休業した期間については、出勤したものとみなさなければなりません（労基法第39条8項）。また、年次有給休暇を取得した日についても、出勤したものとして取扱います（昭22.9.13発基第17号）。

したがって、貴社においても、当該社員が育児休業を取得した期間を出勤日とみなして出勤率を算定する必要があります。

その結果、出勤率が8割以上となる場合には、育児休業期間も含めた勤続年数に基づく日数分の年次有給休暇を付与しなければなりません。

▼5月セミナーのお知らせ

社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所・株式会社アジアリーガルリサーチアンドファイナンス 共催

アジア進出実務セミナー

【題 名】 アジア進出の基礎知識と労働・社会保険、労務管理の注意点

大槻事務所では、かねてよりアジア進出セミナーを開催し、好評をいただいております。

日本国内のマーケットが縮小する中、ASEAN 諸国を中心として急成長を遂げているアジア地域へ企業の進出意欲は高まっています。アジア進出を具体的に検討している企業様より、実務的な相談を受けるケースが多くなっています。

そこで今回は、「アジア進出実務セミナー」として、日本企業がアジア各国へ進出をする際に問題となる従業員の労働・社会保険の問題や、現地における労務管理に焦点を当て、より実務的な知識や情報を集約させたセミナーを開催することとなりました。

開催にあたり、アジア各国への日本企業の進出サポートを数多く手掛け、実績も豊富なアジアリーガルリサーチアンドファイナンスの宍戸代表との共催という形で、アジアマーケットの魅力や今後のアジア経済の展望も含め分析・解説を行う内容となります。

セミナーでは、既にアジア進出を実現している日本企業の進出事例など具体的な事例も参考にしながら、アジア進出時における労働・社会保険の取り扱いの問題や、現地における労務管理の注意点について、解決方法を提示致します。

【日 時】 2014年5月13日（火）18時30分～20時（受付18：00～）

【開催場所】 大槻経営労務管理事務所 8F 会議室

【対 象】 アジアへの進出、営業展開をご検討されている企業の経営者・実務担当者、人事部、経営企画部、海外事業部などの実務担当者

【講 師】

社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所 統括局長兼銀座支社長 大槻 智之

（プロフィール）

1994年4月に大槻経営労務管理事務所に入所。社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所への改組にともない銀座支社長に就任。2011年1月に統括局長就任。

2013年12月に株式会社オオツキ M を設立、代表取締役に就任。人事交流会・海外進出サポート・各種セミナー、人事スクール事業を提供するオオツキ M クラブの運営をスタートさせる。さらに同月に海外進出サポート充実のため

OTSUKI M SINGAPORE PTE, LTD. を設立し代表取締役に就任する。

2014年1月には社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所初の海外拠点となる SHAROUSHI OTSUKIOFFICE SINGAPORE を開設し、社会保険労務士としても企業の海外進出サポートをスタートさせた。現在大槻事務所はスタッフ約80名、創業41年目を迎えている。

株式会社アジアリーガルリサーチアンドファイナンス代表取締役 宍戸 徳雄

(プロフィール)

住友銀行を経て、アジア総合法律事務所のシンクタンクである株式会社アジアリーガルリサーチアンドファイナンスを設立、代表に就任。アジア各国の法制度調査、マーケット調査を行いながら、数多くの日系企業のアジア進出のサポートを行っているアジアビジネスのスペシャリスト。シンガポールやヤンゴンにも拠点を設置し、現地において進出実務をサポートする体制を構築している。著書に、現在、世界中が注目しているアジア最後のフロンティアであるミャンマーについて書いた実務書「ミャンマー進出ガイドブック」(プレジデント社)がある。その他、プレジデント社連載「沸騰ミャンマー投資」などがある。金融機関、大学等、アジアビジネスに関する講演、セミナー多数。アジアの起業家を結びつける

「New Asia Entrepreneur Business Network」の主宰者(シンガポール)。

【定員】 先着24名(定員になり次第締め切らせていただきます)

【受講料】 無料

【申込方法】 下記 URL からお申し込みいただけます。

<http://www.otuki.org/index.php?act=seminar15>

▼オオツキ塾 プレスクール開催します！

「人事担当者が知っておくべきこと」。年間スケジュールにあわせ、年4回にまとめた

コースをご用意いたしました。

詳しくはこちらをご覧ください。↓

<http://www.otuki.org/pdf/otukijuku.pdf>

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>



◆編集後記

通勤途中、(いつもより車内が空いている。さすがGWの中日だなあ)と感じながら出勤し利用している東京駅の混み合った構内でさらにGWを感じた今日この頃です。メーデーを休業日にされている会社様はまたみごとな飛び石GWですが、皆さまどのようにお過ごしでしょうか。年度更新、算定基礎届提出と社会保険周りはイベントがこれから続きます。

「オオツキ塾」も 5/13 を 1 回目として始まります。こちらも興味のある人事担当者様是非ご一報ください。

編集 発行：社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ：このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは

下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otzuki/index.php?act=form_contactus

Web サイト： <http://www.otuki.org/>